

行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書

(平成22年度事後評価書)

評価時期：平成22年8月
担当部局：公害等調整委員会
事務局総務課

対象政策	1 公害紛争の処理
政策の概要	公害等調整委員会は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行っている。また、公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を設置しない都道府県にあっては都道府県知事。以下「審査会等」という。）が設置され、公害紛争処理法により定められている管轄に従い、それぞれ独立して公害紛争の処理に当たっているところであるが、公害等調整委員会は、公害紛争処理法を所管する立場から、制度全体の円滑な運営のために審査会等との連携を図っている。さらに、公害紛争処理法において地方公共団体の責務とされている公害苦情の処理について、指導等を行っている。
関連する施策	(1) 公正かつ中立な立場から公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図るための以下の施策 ・ 公害紛争事件の適正な処理 ・ 公害紛争事件の迅速処理のための計画的処理及び事件調査の適時適切な実施 ・ 当事者の利便性向上等のための現地期日の開催及び地方在住当事者の負担軽減方策の実施 (2) 国民の安全・安心に資するため、公害紛争処理制度の利用の促進等を図るための以下の施策 ・ 公害紛争処理制度利用促進に必要な広報及び関係機関への周知 ・ 審査会等における適切な事件処理のための連携及び支援 ・ 地方公共団体における公害苦情の適切な処理のための公害苦情処理に係る支援 ・ 公害紛争処理事件の解決に資する基礎資料としての調査研究 ・ 環境分野における国際貢献のための国際会議への参加、情報発信
政策の目標	(1) 公正かつ中立な立場から公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図る。 (2) 国民の安全・安心に資するため、公害紛争処理制度の利用の促進等を図る。
測定指標の状況	(1) 公害紛争事件の処理 ①公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況 平成21年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた24件（調停事件1件、裁定事件23件）に前年度から繰り越された18件を加えた計42件（調停事件2件、裁定事件39件、義務履行勧告事件1件）であった。前年度から繰り越された18件のうち10件、21年度に受け付けた24件のうち2件が21年度中に終結し、それぞれ残り8件と22件が繰り越しとなった。 平成21年度の全受付件数24件は、19年度（6件）、20年度（12件）などと比べ、大幅に増加しており、昭和62年度以来の高い水準となった。特に、裁定事件の受付件数（23件）は昭和47年の制度導入以来最多となった平成20年度（9件）を更に大きく上回り、過去最多となった。

【平成21年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の処理状況】（平成22年3月31日現在）

	事 件 名	処理状況
事 調 停	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	係属中
	成田国際空港航空機騒音調停申請事件	係属中（新規）
裁 定 事 件	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	終結
	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件（2件）	係属中
	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	係属中
	和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	係属中
	八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件（2件）	終結
	高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件	終結
	東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件	終結
	足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	係属中
	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	係属中
	東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	係属中
	札幌市における鉄粉による財産被害原因裁定申請事件	終結
	小牧市における土壌汚染・地盤沈下被害責任裁定申請事件	終結
	相模原市における振動被害原因裁定申請事件	終結
	高崎市における騒音被害責任裁定申請事件	終結
	鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件（2件）	係属中（新規）
	北九州市における解体工事振動被害等責任裁定申請事件（2件）	係属中（新規）
	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	係属中（新規）
	三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件	係属中（新規）
	横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件	係属中（新規）
	深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	係属中（新規）
	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件（平成21年（ゲ）第6号）	終結（新規）
	静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件（2件）	係属中（新規）
	播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	係属中（新規）
	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件（平成21年（ゲ）第8号）	係属中（新規）
	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件（2件）	係属中（新規）
	横浜市におけるマンション高圧受電設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	係属中（新規）
	東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件	係属中（新規）
横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	係属中（新規）	

	新宿区における養犬場からの騒音被害責任裁定申請事件	終結（新規）
	入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	係属中（新規）
	高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件	係属中（新規）
	渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件	係属中（新規）
	熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	係属中（新規）
勧告事件 義務履行	飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	終結

このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後処理としての慰藉料額等変更申請について、新たに受け付けた4件に前年度から繰り越された2件を加えた計6件が平成21年度に係属した。このうち3件が21年度中に終結し、残り3件は22年度に繰り越された。

なお、近年においては、静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件のような低周波音に関する紛争、茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件のような化学物質に関する紛争、筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件のような廃棄物処分に関する紛争など、主張される公害の態様が多様化し、係属事件数も増加している。

特に平成21年度は、裁定事件や小規模事件などの増加が全体的特徴として認められる。具体的には、裁定事件の受付数、全事件数に占める裁定事件割合の増加（調停事件割合の低下）、申請人数や請求額の面で比較的小規模な事件の受付数・割合の増加、低周波音による被害を主張する事件の受付数・割合の増加などが挙げられる。

②公害紛争事件の処理の計画性（裁定事件に係る審理計画の作成、争点の整理等）

事件処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、審理計画の作成などによる迅速かつ適正な事件処理が行われた。

特に、近年増加している比較的小規模な裁定事件については、1回の審問期日での審理を充実させて、期日開催の回数を少なくする等、計画的・効率的に審理を進め、迅速な事件処理が行われた。

③事件調査の実施状況

平成21年度は、現地調査・現地確認調査を25回実施した。

※「現地調査・現地確認調査」は、係属した事件に係る、委員による現地調査のための出張の回数と、事務局職員による現地確認調査のための出張の回数の合計。なお、同一の調査が複数日にわたる場合は、1回と数えている。

また、調査費の支出を伴う調査は7事件について実施した（執行額：3,145万円）。具体的には、漁業被害事件に係る海藻等への被害発生機序の検証のための植生実験、健康被害事件に係る健康被害確認のための健康調査、大気汚染被害事件に係る大気の成分測定、騒音・低周波音被害事件に係る騒音・

低周波音の測定等を行った。

それぞれの事件では、調査の結果に基づき、被害の確認や被害と原因の因果関係の主張の検証等を行い、適正な紛争解決に資した。

④平成21年度に受け付けた裁定事件（大型事件又は特殊な事件を除く）の平均処理期間

（i）専門的な調査を要しないものの平均処理期間（目標値：1年6か月）

（ii）専門的な調査を要するものの平均処理期間（目標値：2年）

平成21年度に受け付けた23件の裁定事件のうち、年度末までに終結したものは、神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件（平成21年（ゲ）第6号）及び新宿区における養犬場からの騒音被害責任裁定申請事件の2件であったが、両事件いずれも、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出がなされたことにより終結したものである（なお、両事件とも1か月未満で終結した。）。

なお、本評価書による評価期間の対象外であるが、平成22年度4月から6月末までの間に、21年度に受け付けた裁定事件のうち4件が終結に至っている。これら4件のうち3件は、専門的な調査を要さなかったもので、処理期間は約9～10か月（平均は約10か月）である。専門的な調査を要した1件の処理期間は、約10か月である。

※「専門的な調査」とは、調査費の支出を伴う調査を言う。

その他の21年度に受け付けた事件（17事件）についても、裁定委員会を設け、必要に応じて現地調査・現地確認調査を行う等、現在手続を進めている。

⑤現地期日の開催状況

東京から離れたところに在住する当事者の負担の軽減、利便性の向上を図るため、平成21年度に係属した全42件の事件に係る計67回の期日のうち、裁定事件で8回、調停事件で2回、計10回の現地期日（東京の公害等調整委員会の審問廷等以外の場所で開催する期日をいう。）が開催された。

※「期日回数」には審問期日・調停期日以外の進行協議期日、証拠調べ期日を含む。

※ 茨城県神栖市、兵庫県姫路市、和歌山県和歌山市、広島県三原市、高知県高知市、福岡県北九州市、熊本県八代市等で開催。

また、10回の現地期日のうち4回については、併せて現地調査を同時に行っており、効率的な審理の実施に努めた。

※ 茨城県神栖市、兵庫県姫路市、広島県三原市、福岡県北九州市での現地期日の際に併せて現地調査を実施。

⑥地方在住者の負担を軽減するための方策の実施状況

裁定事件について、平成21年5月、以下の規則改正を行うなど、紛争当事者の利便性向上等に資するべく、前向きに取り組んだ。

（i）審問廷以外での審問期日

「やむを得ない理由があるとき」に限り行うことができた中央委員会の審問廷以外の場所での審問につき、「相当と認めるとき」と要件を緩和した。

（ii）進行協議

手続進行に関し必要な事項についての協議を行う進行協議について、電話会議の方法を利用して実施することや、委員会の命を受けて事務局職員が実施することができることとし、手続の弾力化

を図った。

また、計画審理の積極的実施により、1回の審問期日での審理を充実させ、期日開催を効率化し、期日の回数を削減する等、地方在住者の負担軽減を図った。

(2) 公害紛争処理制度の活性化

① 公害紛争処理制度に係る広報及び関係機関等への周知の状況

公害に係る被害を受けている者等が、適切な解決手段を選択できるようにするため、以下の広報及び制度周知等を行い、新規に224件の申請相談を受け、24件を新規に事件として受け付け、いずれも前年度を大きく上回った。

(i) マス・メディア、インターネット等媒体を介した広報

政府広報TV及びラジオ番組枠を有効に活用し、公害紛争処理制度及び公害苦情処理の実態を周知することに努めた。

この他、公害紛争処理手続を申請しようとする者が、スムーズに申請し手続を進行させられるようにするため、制度や申請に関するFAQ（よくある質問）、申請書の書式例等のホームページ掲載コンテンツを改定し掲載した。

(ii) 都道府県・市区町村等、弁護士会・法テラス等への制度周知

都道府県、市区町村等や弁護士会、法テラス等の公害に係る相談が寄せられる機関に対して、訪問（113機関）や資料送付等（リーフレット約15万部配布）を行い、相談者に公害紛争処理制度が適切に紹介されるよう周知を行った。

(3) 都道府県公害審査会等との連携

① 公害審査会等を経て係属した事件の状況（件数）

主に調停事件を担当する審査会等に対して、紛争の適正な解決のため、必要に応じて、公害等調整委員会の裁定手続を活用することを呼びかけ、平成21年度には、審査会等に調停事件として係属し、打切りとなった事件が、公害等調整委員会に裁定事件として新たに3件係属した。その他、審査会等に調停事件として係属している途中で公害等調整委員会に原因裁定が申請された事件など、前年度から繰り越されていた事件と併せて、平成21年度には、計7件の事件が審査会等を経て公害等調整委員会に係属した。

② 公害紛争の処理に係る会議等の開催状況

公害紛争処理制度の円滑な運用を図るため、審査会等の会長等を対象とした「公害紛争処理連絡協議会」（平成21年6月）や都道府県の公害紛争処理担当職員を対象とした「公害紛争処理関係ブロック会議」（平成21年10月～11月、全国6ブロック）を開催し、公害紛争処理に係る講演や情報・意見の交換等を実施した。

③ 公害審査会等に対する支援の状況

上記会議等のほか、従来審査会等の業務運営の参考として提供していた「公害審査会マニュアル」（昭和62年）を見直し、新たに「都道府県公害紛争処理マニュアル」を作成し、各審査会等に配布した。

その他、公害紛争処理の事例集の提供、審査会等の業務や制度の運用等についての照会への対応（文書・メールによる照会が年間57件。その他電話による照会にも多数対応している。）等により、審査会等の業務を支援した。

(4) 公害苦情等についての地方公共団体に対する指導等

①公害苦情処理に係る会議等の開催状況

公害苦情処理能力の向上を図るため、都道府県、市区町村の公害苦情相談員等を対象とした「公害苦情相談研究会」（平成21年9月）を開催し、講演、事例研究等を行った。また、公害苦情相談の適切な処理に資するため、「公害苦情相談員等ブロック会議」（平成21年10月～11月、全国6ブロック）を開催し、公害苦情処理に関する情報及び意見の交換等を行った。

②公害苦情相談研究会における参加者の理解度等（参考度、理解度）（目標値：80%）

公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度は回答のあった者の99%、理解度は同98%となり、設定した目標を達成した。

○参考度		○理解度	
1 とても参考になった	33人	1 よく理解できた	20人
2 参考になった	35人	2 理解できた	45人
3 あまり参考にならなかった	1人	3 あまり理解できなかった	1人
4 参考にならなかった	0人	4 理解できなかった	0人
5 分からない	0人	5 分からない	0人
(無回答)	3人	(無回答)	6人

(注) 参考度 = 「とても参考になった」 + 「参考になった」

理解度 = 「よく理解できた」 + 「理解できた」

③地方公共団体に対する支援の状況

上記会議等のほか、都道府県、市区町村に対して、公害苦情相談担当職員の参考とするため、公害苦情処理の事例集の提供等を行った。また、関東地方を中心に市区を訪問し（76団体）、相談者が適切な紛争解決手段を選択できるようにするため、各団体の公害苦情相談の状況を把握するとともに、公害苦情処理と公害紛争処理の連携に関する意見交換・情報提供等を行った。

(5) 公害紛争の処理に係る調査研究等

①公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況（実施件数）（目標値：1件）

公害紛争処理事件の解決に資する基礎資料として、必要な調査研究を実施することとしているが、21年度は、フランス共和国に審査官を派遣し、研究者、行政及び環境保護団体に対して調査を行い、フランスにおける環境保護団体の訴権に関する現状及びEU環境責任指令を実施するためのフランス国内法の実施状況についての知見を得た（設定した実施件数の目標を達成）。

(6) 公害紛争の処理に関する国際協力の展開

① 公害紛争処理に関する国際協力の状況

(i) 諸外国・機関への協力

平成21年6月大韓民国環境部環境紛争調整委員会訪日交流（情報及び意見交換）受け入れ、同月タイ王国司法省裁判官訪日研修対応、7月大韓民国司法修習生訪日研修対応、9月タイ王国最高行政裁判所（及び国際交流基金、タイ研究基金の共催）セミナー招聘講演対応、10月独立行政法人国際協力機構主催インドネシア共和国政府職員への公害苦情処理講習会対応、22年3月ベトナム社会主義共和国における環境裁判・法執行に関するワークショップの開催等を行い、それぞれ、更なる情報及び意見交換、研修受講希望並びに比較法制研究などの具体的支援等を求められた。

なお、既に22年度に委員等を派遣すること等が決まっている国・機関もある。

(ii) 国際研究への協力

平成21年6月米国デンバー大学教授等による、諸国の環境裁判の樹立・発展をテーマとした比較法学研究に協力し情報提供、意見交換等を行った。

なお、研究成果は21年末に公刊され、22年7月に開催されるアジア開発銀行及び国連環境計画共催のアジア環境裁判シンポジウムに活用される予定である。

評価の結果

(必要性)

公害紛争処理制度は、公害紛争について、裁判所における司法的解決では被害者側が因果関係の立証を行わなければならない、解決に多くの時間と費用がかかるなどの問題があり、被害者救済の面で必ずしも十分と言えないことから設けられた制度である。

時代の流れに伴い、公害紛争について産業型から都市型・生活型への変化や、多様化・複雑化・小規模化といった傾向が見られる。裁判外紛争解決手続（ADR）に対する社会・国民のニーズの高まりを踏まえ、上記のような制度設置の目的に沿い、公正かつ中立の立場から専門的な機関として紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るという制度の機能・役割は一層必要となっている。

(効率性)

21年度受付事件の終結状況に見られるように、係属した各事件について、計画的審理の実施等により、事件処理の効率性の向上が図られている。また、制度の周知等により当事者が適切な紛争解決手段を選択できるようにし、効率的な公害紛争の解決が図られている。さらに、できる限り現地調査と併せて現地期日を開催する等により、地方在住の当事者の負担を軽減するだけでなく、審理の効率性の向上等が図られている。

(有効性)

申請相談や事件の受付件数の増加は、審査会等の担当者や市区町村等の公害苦情相談担当者などに対する公害紛争処理制度の一層の周知により、制度の意義や内容について紛争の当事者に適切に情報提供等がなされ、その利用が進んでいることの現れと考えられる。また、係属した各事件について、専門委員の任命、専門的調査の実施等によって、公害紛争処理制度の特長を生かして適正かつ有効な解決が図られている。よって、施策に期待された効果が得られている。

	<p>(総合的評価)</p> <p>目標（１）の公害紛争事件の迅速かつ適正な処理については、測定指標の状況から、公害等調整委員会の係属事件について、公害紛争処理制度の特長を生かして、必要に応じて職権調査等を行い、当事者の負担にも配慮しつつ、計画的・効率的な審理によって、迅速かつ適正な処理が行われていることが把握されており、目標（１）は達成されていると言える。</p> <p>また、目標（２）の公害紛争処理制度の利用の促進等については、測定指標の状況から、被害者等が適切な紛争解決手段を選択できるよう、制度の周知・広報、地方公共団体との連携が図られており、事件の受付件数が大幅に増加していることが把握されており、目標（２）は達成されていると言える。</p> <p>以上より、平成21年度事後評価実施計画期間（平成21年４月１日から平成22年３月31日）の所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p>
<p>今後の課題と具体的措置</p>	<p>上欄の評価の結果のとおり、平成21年度の政策目標は達成されたが、評価の過程において、政策の目標に係る現状を分析したところ、今後の課題及びそれらに対処する具体的措置として以下の点が明らかとなった。</p> <p>(1) 現状分析</p> <p>① 21年度に受け付けた年度別の事件数（24件）は昭和62年度以来の高い水準であり、特に裁定事件の受付件数（23件）は、制度導入以来最多であった平成20年度（9件）を更に大きく上回り、過去最多の件数となった。22年度は6月30日現在で既に7件の事件を受け付けており、増加の傾向は顕著である。</p> <p>② それに伴い、産業廃棄物処理施設からの水質汚濁や風力発電施設を始めとした低周波音による騒音・振動の被害といった、被害と原因の因果関係の究明が困難な事件が増加している。公害紛争が多様化・複雑化する中、因果関係の究明を目的とする原因裁定事件の係属数が従来と比較して大幅に増加しており、公害等調整委員会の機能のうち、職権調査機能の活用による因果関係の究明が従来以上に強く求められていることを示すものと考えられ、調査の充実を一層図る必要がある。</p> <p>③ 被害地が東京近郊（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の事件は、21年度に受け付けた24件の事件のうち、14件となっており、また、22年度は6月30日現在で受け付けた7件の事件のうち、5件となっており、東京近郊以外の事件が増加している。地方在住者が適切な紛争解決手段を選択できるようにして制度・手続の利用機会の公平性を確保するため、地方在住者の負担を一層軽減していく必要がある。</p> <p>④ 21年度に海外の機関等と研究・意見交換の機会を持つに及んだ回数は計8回（6か国・機関）であったところ、22年度は6月30日現在、既に6件（国際協力銀行及び日本貿易保険、大韓民国環境部環境紛争調整委員会、アジア開発銀行及び国連環境計画、大韓民国司法修習、タイ王国、ベトナム社会主義共和国）の講演、意見交換、会議出席、研修依頼等に対応予定であり、我が国の公害紛争処理の知見からの国際貢献への要請により積極的に対応していく必要がある。</p> <p>⑤ 20年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情件数は、新規に</p>

	<p>受け付けた86,236件に前年度から繰り越された5,495件を加えた91,731件である。このうち、地方公共団体で直接処理された典型7公害に係る苦情は55,381件に上るが、このうち、処理に1年以上を要したものが1,527件となっている（『平成20年度公害苦情調査結果報告書』（平成21年10月公害等調整委員会事務局））。このようにして当事者間の対立が激しく長期間にわたり紛争が継続しているケースなど、公害紛争処理制度を活用することが適切なものが、現に制度が利用されているもの以上に相当程度存在しているものと考えられる。</p> <p>(2) 今後の課題 (1)に述べた状況に適切に対応するため、以下の課題が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事件数の増加への迅速かつ適切な対応 ② 因果関係究明が困難な公害紛争への的確な対処 ③ 地方在住者負担軽減 ④ 諸外国の公害紛争処理のためのより一層の国際貢献 ⑤ 公害苦情処理では解決困難な事案での公害紛争処理制度の活用促進 <p>(3) 具体的措置 (2)に挙げた諸課題に対応するには、以下の措置が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 増加する事件を迅速かつ適切に処理するため、調査費、旅費等の経費を拡充。一方、事件処理以外の経費については、実績を踏まえて、見直しを実施。 ② 因果関係究明のための職権による調査を積極的に実施 ③ 現地期日の積極的開催 ④ 我が国における公害紛争処理のノウハウ・実績等を諸外国に積極的に発信することによる、環境分野での国際協力の実施 ⑤ 地方公共団体、弁護士会、法テラス、法科大学院等との連携・協力の推進、制度周知の促進
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成22年7月、「平成21年度公害等調整委員会政策評価懇談会」（平成22年3月開催）の有識者を訪問又は資料を送付し、評価書案について意見を聴取した。主な意見及び対応状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事件の受付等の状況について、迅速に処理されていること等、もう少し成果が伝わるような書き方にしてはどうか。 → 御意見を踏まえ、記述を修正。 ・平成21年度受付事件の平均処理期間について、既に終わった事件についてだけ記載するのではなく、他の終わっていない事件の現在の処理状況などを書いてはどうか。 → 御意見を踏まえ、記述を追加。 ・例えば現地調査や調査研究等の指標の施策を実施したことによる意義や効果を記載してはどうか。 → 御意見を踏まえ、記述を追加。 ・評価の「必要性」の部分について、公害事件が多様化・複雑化・小規模化しているからこそ、公害紛争処理制度が必要なのではないか。 → 記載の意図が正しく表現されるよう、表現を修正。 ・評価の「効率性」について、何と比較してなのかが分かるとういのではないか。 → 過去と比べたものである趣旨が表れるよう修正。 ・評価の「有効性」について、各年度の個別施策の有効性の話と、組織自体の有効性の話が重複しているようにも読める。 → 施策に係る有効性に関する記述に整理。

	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題と具体的措置は分かりやすく明確でよい。 ・今後の課題に対する具体的措置として、未来のユーザーである法科大学院生への周知にも取り組んでもよいのではないか。 <p style="margin-left: 2em;">→ 御意見を踏まえて検討の上、具体的措置として追記。</p>
<p>評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議における諸資料 ・各事件の処理経過等に関する諸資料 ・「平成20年度公害苦情調査結果報告書」 ・「平成21年度公害等調整委員会年次報告」

行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書

(平成22年度事後評価書)

評価時期：平成22年8月
 担当部局：公害等調整委員会
 事務局総務課

対象政策	2 土地利用の調整
政策の概要	公害等調整委員会は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行っている。
関連する施策	(1) 鉱区禁止地域の指定 ・係属した鉱区禁止地域指定請求事件の適切な処理 (2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定 ・係属した不服裁定事件の適正かつ迅速な処理 (3) 土地収用法に基づく意見の申出等 ・係属した事案への的確な意見の申出等
政策の目標	(1) 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は他産業との調整を図る (2) 公正かつ中立な立場から土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る
測定指標の状況	<p>(1) 鉱区禁止地域の指定</p> <p>①鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間</p> <p>平成21年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は、平成21年7月21日に新規に受け付けた大保ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件、前年度から繰り越された亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定請求事件の2件であり、大保ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件について、請求内容等の公示、経済産業大臣及び沖縄県知事に対して意見照会を行うなど、それぞれ審理を進め、いずれも平成22年度に繰り越された。</p> <p>(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定</p> <p>①鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況</p> <p>平成21年度に公害等調整委員会に係属した鉱業等に係る不服の裁定事件は、三重県亀山市の都市計画基本図公示等に対する不服裁定申請事件1件であり、裁定委員会は、申請の趣旨を特定するよう補正命令を発令し、その補正状況を踏まえ、不服の対象となるべき処分の特定を欠いていること、また、少なくともこれまでに提出された各書面に記載された内容は、いずれも不服裁定の申請が許される法定の事項に該当しないことを理由として、本件申請をいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結した。</p> <p>申請人は、裁定委員会の本件決定を不服として、国等を被告として、東京高等裁判所に対し、その取消しを求める訴えを提起したが、東京高等裁判所は、出訴期間の徒過を理由として、本件訴えを却下した。</p>

	<p>②不服裁定事件の処理の計画性及び期間</p> <p>平成21年度に係属した不服の裁定事件の処理期間は、約2か月であった。審理期日は開催されていないが、計画的に、迅速・適正な事件処理を行うことができたと言える。</p> <p>(3) 土地収用法に基づく意見の申出等</p> <p>①土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間</p> <p>平成21年度に係属した土地収用法に基づく意見の申出等に関する事案は、新規受付事案11件、前年度から繰り越された8件を加えた計19件である（すべて土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出19件）。19件のうち15件については平成21年度中に終結し、その処理期間は平均約4か月であった。残り4件は22年度に繰り越された。</p> <p>処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての確に整理した上で、計画的に意見の申出等を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。</p>
<p>評価の結果</p>	<p>(必要性)</p> <p>土地利用の調整は、鉱業とその他の産業など、対立する様々な利益間の調整を行うものであり、公正性及び中立性が求められ、行政委員会である公害等調整委員会が処理に当たる必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>係属した各事件について、計画的に審理等が行われており、効率的に処理されている。</p> <p>(有効性)</p> <p>係属した各事件について、公正中立かつ専門的な第三者機関として、詳細な審理等に基づき、適切な決定、意見の申出等が行われている。</p> <p>(総合的評価)</p> <p>測定指標の状況から、公害等調整委員会では、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益との調整、土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保が図られており、いずれの目標も達成されていると言える。</p> <p>以上より、平成21年度事後評価実施計画期間（平成21年4月1日から平成22年3月31日）の所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p>
<p>今後の課題と具体的措置</p>	<p>上欄のとおり、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成22年7月、「平成21年度公害等調整委員会政策評価懇談会」（平成22年3月開催）の有識者を訪問又は資料送付し、評価書案について意見を聴取したが、土地利用の調整に係る意見は特になかった。</p>

評価を行う 過程において 使用した 資料等	<ul style="list-style-type: none">・各鉱区禁止地域の指定請求事件に関する諸資料・各不服の裁定事件についての処理経過等に関する諸資料・各意見の申出等事案に関する諸資料・「平成21年度公害等調整委員会年次報告」
--------------------------------	---